

第二年目たる昭和十三年一月には、先づ社會政策を管掌す了最高官廳たる厚生省が創設され、次で同年三月の國家總動員法が初めとて未曾有の多數且重要な社會立法が實施制定立案され、更に社會行政上の、殊に產業福利と軍事援護に於ける積極的活動が見られた。ひかるか心とて注意すべきことは、單に社會政策が量的に増大しただけではなく、勞働保護立法の進歩、社會保險制度の充實及び勞働需給調整機構の整備に於て、更に從來の社會政策の對象が主として勞働者に局限されてゐたのと、農民、中小商工業者、商業使用人及び俸給生活者に之推し及ぼした點に於て、質的並に体系的に發展を遂げた事實である。云此と同時に、元より加爾時社會政策として

從來の社會政策と異り戰時需要と不可離に結びついてゐたこと及び勤勞階級の自主的運動の協力をではなく云々の抑壓を内包してゐたことも忘れられはならぬ。斯くて、戰時体制下の社會政策は勞働資源の確保を目的とする勞働力の保護培養補給配置の手段として、國民生涯の安定を目的とする生活最小限保障の手段として、社會的調和を期する賃率公平化の手段として、更に一下よりの革新」に代へ「上よりの革新」の手段として、新な意義を賦與せざるに至つたのでちつた。

以上一如戰時体制の進展に對應して、本會は既に戰時勞働對策懇談會等を開催して、殊に產業勞働問題に関する戰時對策の樹立に努めつゝ来たが、更に之を根本